

令和7年度働き方改革推進リーダー養成事業委託業務仕様書

1 事業の目的

人口減少に伴い人手不足が深刻化する中、県内企業においては人材の確保や労働生産性の向上を図る観点から、働き方改革の必要性が高まっている。そのような状況下で働き方改革を円滑に実践し、成果に繋げるためには社員の理解と協力の下、推進体制を確立する必要があることから、社内で取組みの牽引役を担う人材の養成を図り、県内企業の働き方改革の推進を支援する。

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 委託料上限額

4,826 千円（消費税及び地方消費税額を含む）

4 事業内容等

（1）働き方改革推進リーダー養成講座の開催

県内企業の働き方改革の取組みの推進を図るため、社内で働き方改革の牽引役を担う人材の養成講座を開催する。

① 開催時期、場所、回数

- ・令和7年6月～令和8年1月の間に松山市内で全3回の講座を開催する。
- ・各回の開催スケジュール及び時間は、養成講座の内容や（2）の個別フォローを実施するタイミング、（3）の個別フォローレポートの作成に要する時間等を勘案の上、受講者の参加のしやすさや知識・ノウハウの習得に効果的と考えられるスケジュールを企画提案すること。
- ・遠方の企業の利便性に考慮して、オンライン参加も可能とすること。

② 対象者

- ・県内中小企業等30社の主に経営者、人事労務担当者等を対象とする。

③ 内容

- ・受講者が自社の課題を認識・抽出の上、課題解決のため、働き方改革を自社内で推進するための基礎知識やノウハウ、手法を習得できる内容を企画提案すること。
- ・法改正の動向等、企業の労務管理を取り巻く環境の変化を踏まえた内容を盛り込むこと。

④ その他

- ・会場の手配、企画、運営、スタッフや講師の手配、参加申込みの受付等、それに付随する一切の業務を行うこと。
- ・養成講座の広報用チラシ（A4両面フルカラー、マットコート紙、90 kg程度）を1,000部作成（デザイン含む）し、電子媒体（PDF）とともに県に納品すること。
- ・受講者にアンケートを実施し、要望・感想を把握すること。

（2）養成講座受講企業への個別フォローの実施

（1）の養成講座受講企業に対して、養成講座で習得したノウハウ等の実践を促し、社内の働き方改革の推進に結び付けるため、各企業が抱えている課題への対処方法

の助言等の個別フォローを実施する。

① 実施時期、回数、方法

- ・遅くとも令和8年1月末までに原則として各社6回程度の個別フォローを、訪問又はWEB会議により実施するものとし、原則として各社1回は訪問により実施するものとする。
- ・(1)の全3回の養成講座の間、又は3回目の養成講座の終了後など個別フォローを実施するタイミングは指定しないが、養成講座で習得した知識やノウハウの実践につながるようなスケジュールを企画提案すること。

② 対象

- ・(1)の養成講座受講企業のうち、応募のあった4社を対象とする。

③ 内容

- ・各企業内での働き方改革の実践に際して、(1)の養成講座の内容を踏まえて取組の導入や運用、実務面での課題への対処方法等について、各企業の状況に応じた助言等を行うこと。

④ その他

- ・個別フォローの実施内容については、実施日、実施方法、内容等を記録し、県に報告すること。

(3) 個別フォローレポートの作成

県内企業に対する働き方改革の機運醸成や、改革の実践に際しての課題解決のヒントの提供につなげるため、(2)の個別フォローで対応した事例をまとめたレポートを作成する。

① 作成媒体

- ・電子媒体(PDF)

② 内容

- ・(2)の個別フォローで対応した事例について、フォロー前の現状、フォローの内容と解説等を各社A4版2枚程度にまとめる。

③ その他

- ・完成後のレポートは県ホームページへの掲載、働ナビえひめにおける企業支援での配布・活用を予定していることから、読み手となる企業の意識啓発や理解促進につながるよう工夫すること。

5 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める実績報告書を提出し、県の検査を受けること。
- (3) 県は、必要がある場合は受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

6 事業の再委託

受託者は委託業務遂行において、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、県が業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、委託業務の一部を委託することができる。その場合は、委託契約書に基づき再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。

7 著作権の譲渡等

- (1) 本事業を行うにあたり、特許権、著作権、肖像権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下、「特許権等」という。）に関する紛争が生じないように、受託者が責任をもって調整すること。構成素材の手配及びそれに含まれる第三者の特許権等についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金に含むこととする。発注者又は受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も、前記のとおりとする。第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応すること。
- (2) 本業務により受託者が新たに制作する成果物に係る著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利をいう。）については、発注者に帰属するものとし、本業務により受託者が得られる成果物の著作権者人格権（著作権法第 18 条から 20 条までに規定する公表権、氏名表示権及び同一性保持権をいう。）について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- (3) 受託者は、発注者が成果物を使用するに当たり、その利用様態に応じて、サイズや色調等の変更又は一部を切り取ることをあらかじめ承諾するものとする。
- (4) 発注者は、成果物を使用するに当たって、受託者を表示することを要しないものとする。
- (5) 受託者は、本業務の実施に当たり、図画その他の著作物を使用する場合は、当該著作物に係る著作権、肖像権その他の権利を有する者に対し、著作物を発注者が無償で使用する旨の承諾を受託者の責任と負担において得るものとする。
- (6) 前項において発注者が著作物を使用することができる期間は無期限とする。ただし、やむを得ず当該期間に期限を設定する場合は、事前に発注者の承諾を得るものとする。
- (7) 受託者は、成果物に関する著作権について、納品前に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、又は商標・意匠の出願・登録手続等を行わないこと。

8 特記事項

- (1) 事業実施に当たっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業の目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 受託者は関係法令等を遵守し、準備作業、運営管理に伴い生じる義務（安全確保義務を含む。）及び責任はすべて受託者の負担において措置すること。
- (3) 受託者が本業務で得られた成果は、原則として愛媛県に帰属する。
- (4) 受託者は、この契約の履行により知りえた秘密を第三者に漏らしてはいけない。

契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

- (5) 受託者は、個人情報について「個人情報特記事項」を遵守しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の実施に際しての詳細な事項及び仕様書に記載のない事項については委託者との協議の上、実施すること。委託者側の都合により、作業の実施時間、方法等が制限される場合があるので、実施に当たっては十分調整・協議を行うこと。
- (7) 受託業務の詳細については県と十分な打合せを行い、双方共通の認識のもとで事業が進むよう留意すること。本仕様書に関して疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、決定する。